

令和 4 年度
生産性向上等投資促進事業補助金
募集要領

受付期間：令和 4 年 7 月 1 日から予算に達し次第終了

問合せ先：上田市商工観光部商工課

Tel：0268-23-5395

E-mail：shoko@city.ueda.nagano.jp

上田市生産性向上等投資促進事業補助金 募集要領

1 補助金の概要

(1) 目的

市内中小企業者が取り組む、生産性の向上とエネルギー効率の向上を同時に満たす投資を支援することで、感染症の流行に伴う様々な影響や原油・原材料価格の高騰、人材不足、働き方改革への対応など厳しい事業環境を乗り越え、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 補助対象者

補助対象事業者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者で、上田市内に事業所を有する中小企業者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

ア 市税を滞納している者

イ 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらと取引を行っている者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者

エ その他市長が補助金の交付対象者として不相当と認める者

(3) 対象事業

市内の事業所に表1に掲げる補助対象機器を導入する場合であって、同表左欄に掲げる補助対象機器の区分に応じ、同表中欄に掲げる個別要件及び同表右欄に掲げる共通要件を満たすもの。

※事業所の定義：市内に所在する事務所、営業所、商店、工場その他事業の用に供する既築の建物であって、従業員と設備を有して物品の生産、物品の販売その他サービスの提供が継続的に行われているもの。

表1：補助対象機器及び要件

補助対象機器	個別要件	共通要件
機械及び装置（購入価格160万円以上に限る。）	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備	(1) 未使用のものであること。 (2) リースによる導入でないこと。
器具及び備品（購入価格30万円以上に限る。）	(2) 事業所内に設置し、又は使用する設備	(3) 同種の既存設備の更新であること（EMS、太陽光発電システム及びガスコージェネレーションシステム以外に限る。）。
測定工具及び検査工具（購入価格30万円以上に限る。）	(3) 発電機能を有しない設備 (4) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備	(4) 導入に係る補助対象機器の温室効果ガスの排出削減効果が既存設備と比較して年間10%以上見込まれること（機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物付属設備及びガスコージェネレーションシステムに限る。）。
建物附属設備（購入価格60万円以上に限る。）	(5) 省エネルギー効果の比較対象がある設備 (6) 生産性向上に資する設備	(5) 太陽光発電システムを導入する場合は、当該設備以外の設備を1つ以上併せて導入すること（当該設備以外の設備については、既存設備の更新に限らないものとする。）。
エネルギー管理システム（以下「EMS」という。）	電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであって、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力使用の制御ができるものであること。	
太陽光発電システム	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 設置された事業所の省エネルギー化を主目的とし、太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているもの (2) 導入した事業所において温室効果ガスの排出削減効果が年間5%以上見込まれること。 (3) 全量について売電をしないこと。 (4) 上田市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（平成18年告示第87号）による補助金の交付を受けていないこと。	
ガスコージェネレーションシステム	ガスエンジンユニットの日本工業規格に基づく発電及び排熱利用総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。	

(4) 生産性向上の考え方

ア 生産性向上について

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定要件である「労働生産性」が向上することを意味する。

イ 労働生産性の算定方法

労働生産性は次式で算出する。

$$[\text{労働生産性}] = [\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}] \div [\text{労働投入量}^{\ast}]$$

※労働投入量：労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間

なお、現状の算定については、直近の事業年度末の数値を用いる。

(5) 温室効果ガス排出量、削減量の考え方

ア 算定対象ガス

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、エネルギー起源温室効果ガス排出量を対象とする。すなわち、重油や天然ガス等の燃料、電気や熱といったエネルギーの使用に伴って排出される温室効果ガスが算定の対象となる。

イ 算定方法

エネルギー起源温室効果ガス排出量は次式で算出する。

$$[\text{年間排出量}] = [\text{年間エネルギー使用量}] \times [\text{排出係数}]$$

年間温室効果ガス排出量は次式で算出する。

$$[\text{年間削減量}] = [\text{設備導入前}^{\ast} \text{の年間排出量}] - [\text{設備導入後の年間排出量}]$$

※設備導入前は令和元年度、令和2年度、令和3年度のいずれかとする。

- ・機器・設備のエネルギー使用量は、個別のメーターが付いていればその値を、メーターが付いていなければ標準的な使用状態での実測値や仕様の定格値等から推定して良いこととする。
- ・事業所全体のエネルギー使用量は、燃料販売会社や電気事業者等から入手する「電気/ガス使用料証明書等※」で確認できる。また、月ごとの請求書、支払証明書および計量器による実測に基づく方法でも確認可能です。(※年度(4月~3月)、供給会社名、契約者名、供給先(住所等)、使用量、単位が明記されていること)

(6) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助対象経費は交付決定以降、当該年度における次に定める経費とする。

対象経費	補助率
(1) 対象機器の購入費 (2) 機器導入に要する経費 ※工事費など (3) 専門家派遣に要する経費	2分の1以内 限度額 500万円

※国、県その他の団体（以下「国等」という）から補助金を受ける場合は、当該補助金の額を控除した額を対象経費とする。

※補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとする。

※導入後の設備利用に係る経費、撤去費、租税公課等は対象外経費とする。

(7) 補助金の交付時期

補助金は、各年度における補助事業の確定後に交付するものとする。

2 申請の手続き

(1) 申請期間及び申請方法

令和4年7月1日から予算に達するまでの間とする。下記の書類を上田市商工課に直接持参又は郵送により提出してください。

(2) 申請書類

- ア 補助金等交付申請書（様式第1号）
- イ 見積書その他の事業に要する経費が分かる資料の写し
- ウ カタログ、仕様書その他導入する設備の仕様が確認できる書類
- エ 国等からの補助金交付決定通知書の写し
 ※国等からの補助金の交付を受ける場合
- オ 登記事項証明書
 ※個人事業主の場合は、開業届又はそれに類するものの写し
- カ 直近の決算書又は確定申告書の写し
- キ 納税証明書、完納証明書又は納税状況調査同意書
- ク その他市長が必要と認める書類

(3) 申請制限

1事業所につき1申請とする。

なお、代表取締役が同一人物の会社の同時申請、法人と当該法人の代表取締役個人による申請は、どちらか1件のみの申請とさせていただきます。

(4) 実績報告

事業完了後速やかに、次に定める書類を提出してください。

なお、実績報告書の提出期限は令和5年2月末日とする。

ア 補助事業等実績報告書（様式第3号）

イ 契約関係を示す書類（工事請負契約書、売買契約書等）の写し

ウ 設備等の納入が確認できる書類（納品書、受領書等）の写し

エ 事業実施を確認できる写真（工事前、工事中、工事後）

オ エネルギー効率効果確認書及びその根拠資料

カ 国等からの補助金確定通知書の写し（該当者のみ）

キ 太陽光電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し
（太陽光発電システムに限る）

ク 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、電力会社との電力受給契約書の写し

3 補助事業者の義務、制限等

(1) 補助事業の内容、題目及び事業者名等については、原則、公表する。

(2) 助成事業終了後、市から事業成果について発表の要請があったときは、可能な限り応ずることとする。

(3) 助成事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類については、交付年度終了後5年間は保管することとする。

(4) 本補助金により導入した機器をパンフレット等に掲載する際には、「本製品は上田市生産性向上等投資促進事業補助金を利用してる」旨の文言をわかりやすく入れてください。